

# イギリス入国査証申請サポート約款

## 第1条 約款と契約の成立

1. 本契約は、申込者（以下「甲」という）がこの契約約款を承諾の上、BEO 株式会社（以下「乙」という）に対して、英国入国査証申請サポートの申し込みとサポート料の支払いを行い、乙がサポート料の支払いを確認した時点で成立する。
2. 申込書の不備、申し込み、本約款についての誤解釈・不知があった場合に、これによって甲に生じた不利益を乙は負いかねる。
3. 本契約は1回の渡航に限り適応するものであり、現地での延長は対象外とする。

## 第2条 申し込みから査証取得までの流れ

1. 甲は所定の申込書に必要事項を記入し、乙に送付する。
2. 乙は申込書を受領したら、甲に乙によるサポート料、および、支払い方法を提示する。
3. 甲は乙が指定した銀行口座へ、「2.」で提示された料金を振り込む。
4. 乙は甲の支払い確認後、査証取得に必要な書類をアドバイスする。また、同時に査証申請書を送付する。
5. 甲は申請書に必要事項を記入し、申請に必要な書類とともに乙へ返信する。乙は必要に応じて、甲の申請書類作成に関するアドバイスを行なう。
6. 甲は乙より返却された申請書類を英国ビザ申請センターに持参し、申請手続きを行う。
7. 甲は英国大使館より得られた申請結果と、査証に記載された内容を乙に連絡する。

## 第3条 査証申請サポート料

1. 本サポート料
  - ① Tier 4 Student Visa の申請（留学生本人）
    - サポート料は¥31,500（税込）とする。
  - ② 就学を目的としない学生ビザ申請者同伴家族
    - 1) サポート料は¥21,000（税込）とする。
    - 2) 1名追加毎に¥10,500（税込）とする。
  - ③ Student Visitor Visa の申請
    - サポート料は¥31,500（税込）とする。
  - ④ 翻訳のみのサポート
    - 1) サポート料は通帳、戸籍謄本、奨学金証明書契約書等のいずれか1部につき、¥21,000（税込）とする。
    - 2) その後、1部追加毎に¥10,500（税込）とする。
  - ⑤ 本サポートへの申込書受領後、乙が指定する銀行口座へ振り込むものとする。
2. 本サポート料に含まれるもの
  - ① 査証申請書の送付
  - ② 査証申請書の記入に関するアドバイス
  - ③ その他書類作成に関するアドバイス
  - ④ 甲より翻訳依頼があった場合に限り、銀行通帳（表紙、口座情報ページ、取引記録ページ見開き2ページまで）、または取引明細書2枚までの翻訳
  - ⑤ 乙から甲への郵送料（第一種郵便物）
3. 本サポート料金に含まれないもの
  - ① 英国大使館への査証申請料実費

- ② 家族を証明する戸籍謄本翻訳料¥10,500、在日外国人の方の外国人登録証¥10,500（全て税込）
- ③ 2の④に規定された量を超えての翻訳。  
上記については通帳見開き1ページ、又は取引明細書1ページ追加毎に、¥2,100（税込）を申し受ける。
- ④ その他、追加が求められる書類翻訳
- ⑤ 査証申請書類への記入
- ⑥ 甲から乙への郵送料
- ⑦ その他サポートにかかわることで第3条2.に記載がない事項

## 第4条 契約の解除

1. 契約の解除は、契約の解除に係わる書面を乙が受理した時に、その効力を生じるものとする。
2. 査証申請サポート料の支払い後、甲の都合での契約を解除する場合、甲へのサポート料の返金は一切行なわれない。

## 第5条 乙からの契約の解除

1. 下記の事由が甲に認められた場合、乙から契約の解除をすることができる。
  - ① 甲が査証申請に必要な条件を明らかに満たしていないと、乙が判断した場合
  - ② 指定の期日までに甲からの必要書類・情報の提供がない場合
  - ③ 甲が未成年で、甲の保護者の同意が得られなかった場合
  - ④ その他、乙が不相当と判断した場合
2. 前項に基づき、乙が契約を解除する場合、甲が支払い済みのサポート料金の返金は行われない。

## 第6条 個人情報の取り扱い

1. 乙は、申込書、その他の書類等で提供された個人情報を甲への連絡、英国大使館への連絡等の目的に使用する。なお、個人情報を本人の承諾なく第三者に開示することはしない（データ処理等の外部委託を除く）。

## 第7条 免責・注意事項

1. 本サポートを受ける者は以下の条件を満たしている必要がある。
  - ① 日本国籍を保持している、または在日資格を所有する外国人
  - ② 単身または就学を目的としないご家族同伴で渡英をすること（Student Visitor Visa は家族同伴不可）
2. 本サポートは、査証発給、および、期限内の査証発給を保証するものではなく、あくまでも査証申請を円滑に進めるためのサポートである。従って、申込者の査証発給が拒否された場合、および、渡英までに査証が発給されなかった場合でも、サポート料の返金は行なわれない。また、このような場合に発生する甲の損害に対して、乙は一切責任の義務を負わない。
3. 英国大使館の都合により、査証申請手続き等に変更があった場合、乙は提供するサポート内容を変更する場合がある。
4. 本約款の内容は、2011年9月20日以降に申込まれる契約に適用される。